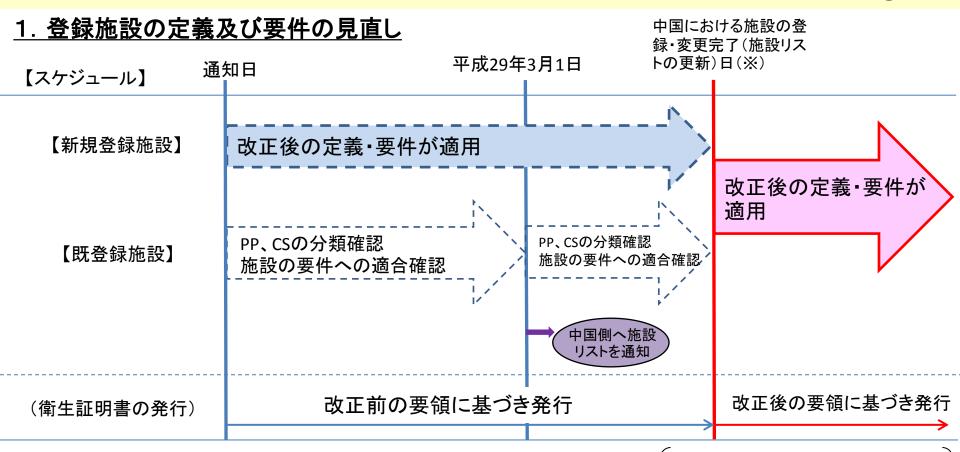
「中国向け輸出水産食品の取扱要領」の一部改正について(概要)①



・登録施設の定義の見直し

加工施設(PP):包装、冷却、冷凍、加熱等を行う施設

保管施設(CS):中国政府に登録された海外の加工施設等で処理された水産食品の保管のみを行う

※ 新規の施設登録及び施設分類の変更に

ついては、中国での登録手続きを経る必要があるため、適用日は別途お知らせする。

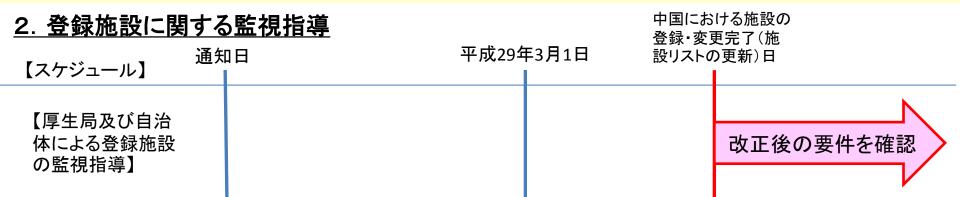
施設

※ 登録が必要となる施設は別紙1、既に登録されている施設については別紙2参照。

・施設の登録要件の見直し

中国の衛生規定を踏まえた要件(施設の構造、食品取扱設備や食品取扱者等の衛生管理、管理運営基準等)を追加。

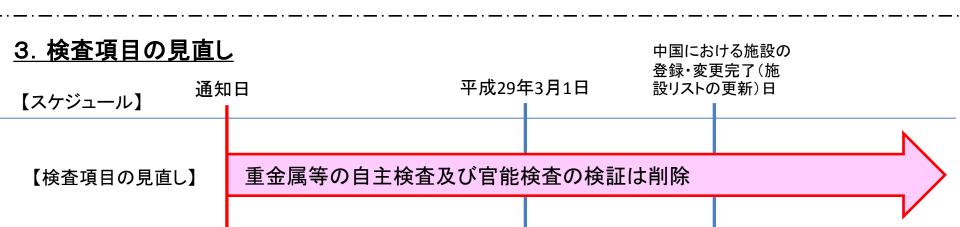
「中国向け輸出水産食品の取扱要領」の一部改正について(概要)②



証明書発行機関:衛生証明書の発行実績を踏まえ、管内の登録施設に対し、登録要件への適合確認等 の監視指導を実施。

証明書発行機関ではない自治体:必要に応じ、国内の施設の監視指導とあわせて、中国向け輸出水産 食品取扱施設の観点でも監視指導を実施。

結果については、当該施設を所管する地方厚生局に連絡。



衛生証明書の発行申請の際に求めている、登録検査機関において実施した自主検査成績書(官能検査の検証も含む。)の添付については、中国基準への違反事例を踏まえ、必要に応じて別途通知。

※ 現時点において実施を求める検査項目はない。

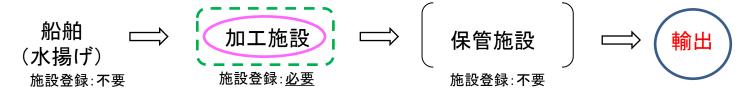
施設登録対象及び衛生証明書発行対象のイメージ

中国へ水産物を輸出するためには、事前の施設登録及び衛生証明書の添付が必要です。

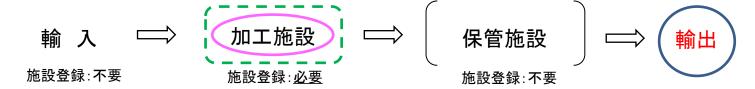
※ 施設登録の対象と衛生証明書の発行対象

輸出が可能な場合

1. 国内産品を使用し、国内で加工※した場合 ※冷却、冷凍、包装等を含む。



2. 外国産品を輸入し、国内で加工した場合



<u>3. 外国産品(加工品)を輸入し、国内で未加工の場合</u>



施設登録:<u>施設が所在する国で中国</u> 政府に登録されている必要

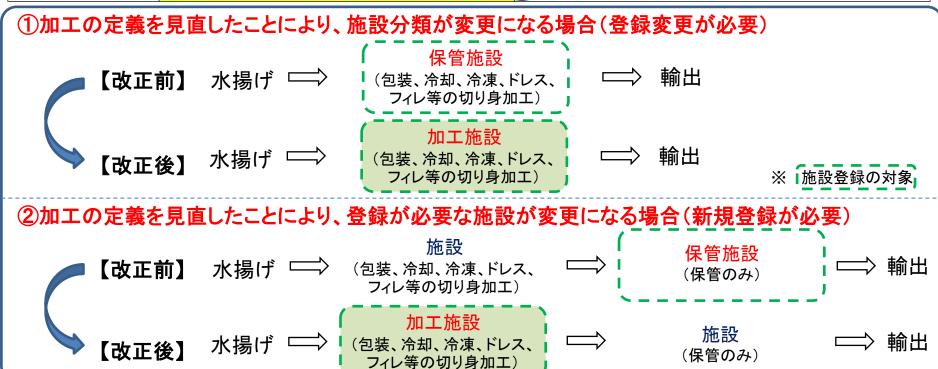
施設の登録、変更、廃止について(1)

(別紙2-1)

従前、「未加工」として取り扱っていた、包装、冷却、冷凍、ドレスやフィレ等への切り身加工等の処理については、中国における関係規定を踏まえ「加工」として取り扱うこととしましたので、当該処理を行う施設は、加工施設としての登録が必要となります。

【加工の定義の見直し】

	改正前	改正後
加工	調味・味付け工程 乾燥工程 加熱工程 リパック(加工品に限る。) 等	調味・味付け工程 乾燥工程 加熱工程 等 包装(リパックを含む。)、冷却、冷凍、ドレス、フィレ 等の切り身加工。
未加工	包装(未加工品に限る。)、冷却、冷凍、ドレス、フィレ等の切り身加工。	



- ➢ 新規に施設登録を希望する場合(申請中の施設を含む。)、改正後の施設分類及び施設の要件に基づき申請が必要。
- 既に登録されている施設は、改正後の施設分類及び施設の要件への適合性を自ら確認し、施設分類に変更がなく、施設の要件に適合していることが確認できた場合、登録を継続する(新たな登録手続きは不要)。
 - ※ 施設分類を変更する場合、または施設の登録を廃止する場合は、手続きが必要。

【既に登録されている施設の確認事項】

- ●加工施設(PP)
 - ・点検表(取扱要領別添2)による改正後の施設の要件への適合性を施設が確認。
 - ※1 適合していることが確認できた場合は、引き続き登録を継続するものとし、中国における施設リストの更新日以降の初回証明書発行申請時にチェック済みの同点検表を添付すること。
 - ※2 適合しない場合は廃止申請が必要。
- ●保管施設(CS)
 - ・施設分類の変更及び登録継続の必要性の確認。
 - ※ ①施設分類が加工施設に変更になる場合: 別紙2-1の①参照。変更する場合は申請が必要。
 - ②施設登録が不要になる場合: 別紙2-1の②参照。廃止する場合は申請が必要。
 - ③輸入品を保管する施設として登録を継続する場合
 - ・①又は③の場合、上記の加工施設と同一の対応が必要。
 - ・③の場合、輸出品が中国政府に登録された海外の施設等で加工されたものであることの確認。

【輸出者の確認事項】

- ・輸出品が中国政府に登録された施設等で加工されたものであることの確認。
 - (※ 登録が必要な施設が変更となる場合については別紙2-1の②参照。)
- ・登録が必要な施設が変更になることに伴う、衛生証明書発行申請先の変更の有無の確認。